

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第2条第2項第1号キの規定により、以下の建築物を令和6年10月9日付けで同条例の対象建築物として指定しましたので、公告します。

令和6年10月16日

京都市長 松井孝治

1 建築物の名称

旧吉本家住宅（門及び塀）

2 建築物の所在地

京都市東山区下河原通高台寺門前下河原町463番地33

3 建築物の概要

(1) 門

ア 建築年代 1947年（昭和22年）以前

イ 構造 木造

ウ 階数 一

(2) 塀

ア 建築年代 1947年（昭和22年）以前

イ 構造 木造

ウ 階数 一

（都市計画局建築指導部建築指導課）